○総務省告示第二百六十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶	一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶
船舶番号　船　舶　名　価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	船舶番号　船　舶　名　価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　37)　略］	［(　1)～(　37)　同左］
［削る］	(　38)　11154　レットスター２　兵庫県知事
(　38)　11599　ジェノバⅠ　兵庫県知事	(　39)　11599　ジェノバⅠ　同
(　39)～(　186)　［略］	(　40)～(　187)　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。